

以下は 2010 年 1 月 25 日付けで大阪府箕面（みのお）市が出した、「社会的雇用」による障害者の自立支援（提案）の

パワーポイント資料を、テキストデータに直したものです。

グラフや表もあるため、その部分は、（解説）として、パワーポイントには無い文章を入れ、（解説終わり）として、

そこで（解説）の文章が終わっていることを示しています。

その他、矢印の向きなど、分かりにくいところは、適宜「解説」と「解説終わり」を入れました。

<以下、パワーポイント資料をテキストデータに直したものです、表紙及び 1 ページから 12 ページまでの資料があります。>

表紙

「社会的雇用」による  
障害者の自立支援(提案)

人は、労働を通じて社会に参加し、  
その労働の対価として収入を得て生活する。  
それは、障害者も同じである。

2010 年 1 月 25 日大阪府箕面（みのお）市

1 ページ

1. 「社会的雇用制度」の創設を願っています

2. 非就労から就労へのシフトにより社会的コストを削減できます

私たちの考える「社会的雇用制度」は、働きたいのに働けない障害者に新たな選択肢を提供し、非就労から就労にシフトすることで、社会的コストを削減することができます。

3. 自治体が先行して制度化、効果を実証しています

滋賀県及び大阪府箕面市においてモデルケースがあり、実現可能性はもとより、障害者・支援者から大きな支持を得ていることから、その効果が高いことも実証されています。

「障がい者総合福祉法(仮称)」での法制化を強く願っています。

2 ページ

障害者就労の現行制度

現在の障害者就労は、ハードルの高い「一般就労」と、低賃金で自立に至らない「福祉的就労」に二分される。

(解説) 障害者数 205 万人の棒グラフ (15～64 歳) (解説終わり)

一般就労 (障害者雇用促進法) 65 万人

福祉的就労 (障害者自立支援法) 17 万人

非就労 117 万人 (うち 57 万人が一般就労を希望)

不明 6 万人

「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査 (H20. 1. 18 厚生労働省)」を元に試算

一般就労 (障害者雇用促進法)

- ・働く場所：一般企業、事務所・工場・商店・自営など
- ・障害者の位置付け：労働者
- ・障害の程度：軽度～中度
- ・障害者賃金の水準：15 万円／月程度 (最低賃金制適用あり)

○最終目標ではあるが、ハードルが高い

○中軽度の障害程度でないと就労が困難

(各種支援策はあるが、限界もある)

○法定雇用率未達成企業が半数以上

福祉的就労 (障害者自立支援法)

- ・働く場所：作業所、授産施設など
- ・障害者の位置付け：福祉制度の利用者
- ・障害の程度：軽度～重度
- ・障害者賃金の水準：2 万円／月程度 (最低賃金制適用なし)

○賃金が低く、障害者の経済的自立に至らない

○保護的・訓練的な側面が強い

(障害者の社会参加意識が培われにくい)

○公的資金が、障害者の賃金補填に使えない

(会計の仕組みがそうなっている)

(解説) 一般就労と福祉的就労の間に矢印 (解説終わり)

一般就労に至らない、しかし「働きたい思い (意欲)」を持つ障害者が、健常者と共に働き、地域で自立して生活するための基盤が欠けている。

## 新たな選択肢「社会的雇用」

### 一般就労

- ・働く場所： 一般企業、事務所・工場・商店・自営など
- ・障害者の位置付け： 労働者
- ・障害の程度： 軽度～中度
- ・障害者賃金の水準： 15万円／月程度（最低賃金制適用あり）

### 福祉的就労

- ・働く場所： 作業所、授産施設など
- ・障害者の位置付け： 福祉制度の利用者
- ・障害の程度： 軽度～重度
- ・障害者賃金の水準： 2万円／月程度（最低賃金制適用なし）

（解説）一般就労と福祉的就労の間に社会的雇用の文字（解説終わり）

### 中間的な就労の場

#### 社会的雇用

### 求められる姿

1. 「労働」に軸足
2. 重度の場合も、能力・適性に応じた職種開拓
3. 経済的自立が可能な賃金保障

（解説）求められる姿から社会的雇用の基本要件に矢印（解説終わり）

### 社会的雇用の基本要件

- ・働く場所： 社会的雇用事業所
- ・障害者の位置付け： 労働者
- ・障害の程度： 中度～重度
- ・障害者賃金の水準： 9万円／月程度  
（最低賃金制適用あり）

### 新たな「社会的雇用制度」の創設を

\*自治体が制度化済み大阪府箕面市、滋賀県（参考：p.10、11）

事業所は・・・

- 障害者の能力・適性に応じた職種開拓
- 障害者自身の経営参画（自己決定・自己選択の拡大）
- 自立を可能にする賃金（障害基礎年金と合わせて）
- 企業としての経営努力

公的支援は・・・

- 障害者の手に乗る賃金への公的支援（賃金補填）  
（運営費等の補助は就労継続支援A型に準じる）
- 援助スタッフへの助成
- 公契約によるバックアップ

（参考）

「障がい者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる」

（民主党「民主党政権政策 Manifesto」／2009年7月27日）

「障がい者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革」

（民主党「民主政策集 INDEX2009」／2009年7月17日）

「障がい者の所得の確保に係る施策の在り方について、就労を促進し、障がい者に対する手当は就労による所得を補完するものと位置付け」

（民主党障がい者政策PT「障がい者制度改革について～政権交代で実現する真の共生社会～」／2009年4月8日）

4 ページ

社会的雇用が生み出す効果

## 1 社会的意義

- （1）障害者の選択肢を増やす
- （2）在宅障害者の社会参加を増やす
- （3）一般就労に適用可能な就労モデルを作る

## 2 社会的コスト削減

非就労から就労へシフト

（解説）下向きの矢印（解説終わり）

非就労の障害者にかかっていた社会的コストを年間 430 億円削減できます

\*削減額は p.7 参照

5 ページ

社会的雇用が生み出す効果 1

社会的雇用の意義

(解説) 人数は入っていないが、205万人の棒グラフ

左から一般就労、社会的雇用（新たな制度の創設!）、福祉的就労、非就労、不明（解説終わり）

福祉的就労から社会的雇用へシフト

(1) 障害者の選択肢を増やす

労働意欲があり、自立をめざす障害者にふさわしい選択肢を提供できる

(解説) 下向きの矢印（解説終わり）

新たな選択肢をすることで

- ・働く喜び、労働者としての自己肯定感が得られる
- ・地域で自立して生活できる人が増える
- ・タックスペイヤーになり得る

非就労から福祉的就労へシフト

(2) 障害者の社会参加を増やす

福祉的就労にも受け入れ人数の限界がある中、受け皿が増えることにより、就労できる障害者の総数が増える

(解説) 下向きの矢印（解説終わり）

社会資源のパイを増やすことで

- ・支援学校等の卒業生の行き先を確保できる
- ・日中活動の場を確保でき、家族の負担も軽減できる

非就労から福祉的就労へシフト

(3) 就労モデルを作り上げる

一般就労で雇用が困難とされている重度障害者の就労モデルを社会的雇用で作り上げ、一般就労に適用できる

(解説) 下向きの矢印（解説終わり）

就労モデルの形成により

- ・企業の負担感を軽減し、一般就労を促進する

- ・障害者権利条約の「合理的配慮」を具現化できる

6 ページ

社会的雇用が生み出す効果 2

非就労→就労による社会的コスト削減

就労と非就労の場合の「社会的コスト」（そのサービスを提供するために税も含め社会全体が負担しているコスト）をモデル試算しました。

箕面市在住・38歳・身体障害者手帳1級所持者をモデルに試算

\*試算の詳細は p.12 に掲載

社会的雇用制度を利用して就労した場合の社会的コスト 427,340 円/月

社会的雇用制度のコスト 171,680 円（運営管理費等 101,680 円 賃金補填 70,000 円）

+ その他の支援に要するコスト 255,660 円（ヘルパー派遣 255,660 円 朝夜1時間、身体介護）

= 427,340 円

非就労の場合の社会的コスト

モデルケース 1

（生活保護受給者）

障害福祉サービス ヘルパー派遣 383,490 円（朝昼夜1時間、身体介護）

+ 単身障害者世帯の生活保護費（生活扶助 83,700 円 + 住宅扶助 42,000 円 + 障害者加算 26,850 円 - 障害基礎年金 82,510 円）

= 計 453,530 円/月

モデルケース 2

（在宅）

障害福祉サービス ヘルパー派遣 255,660 円（朝夜1時間、身体介護） + ガイドヘルパー 244,640 円（昼間5時間、移動支援）

= 計 500,300 円/月

モデルケース 3

（生活介護への通所）

障害福祉サービス ヘルパー派遣 255,660 円（朝夜1時間、身体介護） + 生活介護 170,000

円+送迎 10,000 円  
=計 435,660 円/月

就労による効果

社会的雇用-生活保護受給者=-26,190 円/月

社会的雇用-在宅=-72,960 円/月

社会的雇用-生活介護への通所=-8,320 円/月

社会的雇用制度の創設により、一人の障害者が非就労から就労にシフトすることで、最大で年間約 90 万円の社会的コストを削減できる

(解説) 最大で年間 90 万円とは、最もコスト削減の大きい社会的雇用と在宅との差額 72,960 円に 12 ヶ月をかけて 875,520 円を算出し、約 90 万円としたものである。

また、次のページ以降で述べる 430 億円とは、モデル 1, 2, 3 のコスト削減額の単純平均である 35,823 円/月に 12 ヶ月をかけて 429,880 円を算出し、約 43 万円としたものに、10 万人を乗じた結果である。(解説終わり)

7 ページ

【提案！】 障害者 10 万人就労化計画

(解説) 二つの棒グラフの比較図。

上の棒グラフは、一般就労 65 万人、福祉的就労 17 万人、非就労 117 万人、不明 6 万人

下の棒グラフは、一般就労 65 万人、社会的雇用 10 万人、福祉的就労 17 万人、非就労 107 万人、不明 6 万人

(解説終わり)

社会的雇用制度の創設により、10 万人の非就労障害者が就労にシフトすると年間 430 億円の社会的コスト削減につながります！！

\*p.6 「非就労の場合の社会的コスト」モデルケース 1～3 の就労による効果を平均し、年額に引き直して 10 万人を乗じた試算

社会的雇用制度を国家戦略に位置付け、「障がい者総合福祉法(仮称)」で法制化を！

20 万人なら 860 億円、30 万人なら 1,290 億円の社会的コスト削減になります。

8 ページ

(参考 1) 障害者制度への国の支出の内訳

厚生労働省の自立支援給付費(平成 20 年度)約 5 千億円の内訳

(解説) 円グラフに各項目と比率 (パーセント) を記載し、就労継続支援 A 型のところにはコメントを記載 (解説終わり)

就労移行支援 3%

就労継続支援 A 型 1%

就労継続支援 B 型 8%

作業所・小規模授産・授産施設等 10%

生活介護 21%

施設入所支援 5%

自立訓練 2%

更生施設等 26%

その他 (ホームヘルプ グループホーム ケアホームなど) 23%

(解説) 就労継続支援 A 型 1% へのコメント (解説終わり)

障害者自立支援法の重点項目である A 型への支出が 1%にとどまっていることは、この制度 (メニュー) が広がらなかったことを表している。

特に賃金補填システムがない点、労働者でありながらサービス利用者でもある点は、大きな課題であり、社会的雇用のめざす方向を示唆している。

(解説) このページの左下に注釈として下記を記載 (解説終わり)

厚生労働省からの聞き取り

9 ページ

(参考 2) 就労 3 類型比較表

(解説) 横 4 列、縦 1 4 行の表があり、

横の項目には左から空欄、一般就労、社会的雇用、福祉的就労の 3 項目の記載あり。

また縦の項目には上から、空欄、障害者の働く場所、障害者の位置づけ、障害の程度、健全者の位置付け、公的補助 (運営費)、公的補助 (障害者賃金への補填)、障害者賃金の水準、最低賃金制、規模、経営主体、経営目的、優遇税制、費用徴収の 1 3 項目の記載あり。

更に、最低賃金制、経営主体、経営目的、優遇税制、費用徴収の 5 項目には欄外に\* (コ



メ印し) がついている。

これは、表全体の欄外にある次の記述と対応している。

\* (コメ印し) の一般就労と福祉的就労は、「障害者の就労支援はどうあるべきか—新たな中間的就労の創造的開発を！—

／京極高宣氏論文（職リハネットワーク 2009年9月）を参考  
（解説終わり）

#### 一般就労

障害者の働く場所 一般企業、事務所・工場・商店・自営など

障害者の位置づけ 労働者

障害の程度 軽度から中度まで

健全者の位置付け 労働者

公的補助（運営費） なし

公的補助（障害者賃金への補填） あり（最長2年）

障害者賃金の水準 15万円／月程度

最低賃金制 適用

規模 5人から数万人程度

経営主体 株式会社ほか

経営目的 利潤獲得

優遇税制 なし（原則として）

費用徴収 なし

#### 社会的雇用

障害者の働く場所 社会的雇用事業所

障害者の位置づけ 労働者

障害の程度 中度から重度まで

健全者の位置付け 労働者

公的補助（運営費） あり

公的補助（障害者賃金への補填） あり（期限なし）

障害者賃金の水準 9万円／月程度

最低賃金制 適用

規模 10人から5人程度

経営主体 NPO法人、個人事業主ほか

経営目的 障害者の自己実現

優遇税制 （法人格による）

費用徴収 なし

## 福祉的就労

障害者の働く場所 作業所、授産施設など

障害者の位置づけ 福祉制度の利用者

障害の程度 軽度から重度まで

健常者の位置付け 福祉制度の指導員など

公的補助（運営費） あり

公的補助（障害者賃金への補填） なし

障害者賃金の水準 2万円／月程度

最低賃金制 非適用（工賃）

規模 50人から100人程度（自立支援法は障害者20人以上）

経営主体 社会福祉法人ほか

経営目的 障害者の自己実現（生きがい就労）

優遇税制 あり

費用徴収 あり

（解説）上記の記述を、今度は縦の項目ごとに三者比較して記載、ただし、各々、順に一般、社会、福祉と略して記載（解説終わり）

障害者の働く場所 一般＝一般企業、事務所・工場・商店・自営など 社会＝社会的雇用事業所 福祉＝作業所、授産施設など

障害者の位置付け 一般＝労働者 社会＝労働者 福祉＝福祉制度の利用者

障害の程度 一般＝軽度から中度まで 社会＝中度から重度まで 福祉＝軽度から重度まで

健常者の位置付け 一般＝労働者 社会＝労働者 福祉＝福祉制度の指導員など

公的補助（運営費） 一般＝なし 社会＝あり 福祉＝あり

公的補助（障害者賃金への補填） 一般＝あり（最長2年） 社会＝あり（期限なし） 福祉＝なし

障害者賃金の水準 一般＝15万円／月程度 社会＝9万円／月程度 福祉＝2万円／月程度

最低賃金制 一般＝適用 社会＝適用 福祉＝非適用（工賃）

規模 一般＝5人から数万人程度 社会＝10人から50人程度 福祉＝50人から100人程度（自立支援法は障害者20人以上）

経営主体 一般＝株式会社ほか 社会＝NPO法人、個人事業主ほか 福祉＝社会福祉法人ほか

経営目的 一般＝利潤獲得 社会＝障害者の自己実現 福祉＝障害者の自己実現（生きがい就労）

優遇税制 一般＝なし（原則として） 社会＝（法人格による） 福祉＝あり  
費用徴収 一般＝なし 社会＝なし 福祉＝あり

10 ページ

(参考3) 箕面市の「障害者事業所」制度（箕面市単費事業）

助成の要件

- ・ 職業的重度障害者の雇用実数が4人以上かつ雇用割合が30%以上
- ・ 障害者雇用及び職種開拓・職域拡大に向けた事業内容を社会的に明示
- ・ 障害者雇用に関して箕面市・箕面市障害者事業団との連携を保持
- ・ 事業所内外で人権・福祉問題の啓発実施
- ・ 事業所の経営機関への障害者自身の参画
- ・ 労働保険（労災保険、雇用保険）の適用事業所
- ・ 事業所としての経営努力

助成金額

- ①障害者助成金： 支払賃金の4分の3相当額（上限約118万円/年/人）
- ②援助者助成金： 定額補助（135万円/年/人、雇用障害者8人までは2人、以降5人ごとに1人増）
- ③作業設備等助成金： 定額補助（雇用障害者8人までは192万円/年、以降5人ごとに102万円/年）

※(財)箕面市障害者事業団を通じて助成、65人の障害者の雇用を生み出し、社会福祉費の抑制にも結果的に繋がっている。

当面の課題

- 箕面市の単独負担による制度維持・規模の限界
- 障害者自立支援法との整合性（社会的位置付けが不安定）
- 対象障害者の固定化（限られた財源枠で新たな受け入れが困難）  
（解説）これらの3項目から右へ矢印が出て、次の文章につながっている（解説終わり）

法制化による

- ・ 制度の安定
- ・ 財源の安定

が不可欠

11 ページ

(参考4) 滋賀県の「社会的事業所」制度（滋賀モデル）（滋賀県及び県内3市の事業）

助成の要件（滋賀県社会的事業所設置運営要綱から）

- ・ 障害者従業員の雇用実数が5人以上20人未満でかつ雇用割合が50%以上
- ・ 就労を継続し、維持できるように支援する機能を有していること
- ・ 事業所内外で障害者理解等の啓発実施
- ・ 事業所の経営意思決定に障害者従業員が参画
- ・ 従業員全員との雇用契約の締結
- ・ 労働保険（労災保険、雇用保険）の適用事業所
- ・ 事業所としての経営方針・経営計画が適切であるとともに、利益を上げるための経営努力がなされていること

助成金額（大津市補助金交付要綱から）

- ① 運営費に対して： 障害者従業員1人当たり月額7万5千円（補助基準額、以下同）
- ② 管理費に対して： 事業所1箇所当たり年間100万円
- ③ 特別加算額： 社会的事業所の営業力強化や経営能率向上のための営業担当職員の配置に必要な経緯（但し、補助開始後3年限りとする） 事業所1箇所当たり年間323万2千円
- ④ 重度加算費1人当たり月額4千円  
（解説）④の重度加算は、大津市の独自加算制度（解説終わり）

滋賀モデルについての紹介（平成17年厚生労働白書から）

- ・ 平成12年（2000年） 事業所型共同作業所→ 平成17年（2005年） 社会的事業所（障害者の1/2以上との雇用契約→ 全員との雇用契約）福祉の枠組みから労働の取り組みに
- ・ 小規模な事業主体による障害者雇用を支援する仕組みの創出
- ・ 福祉関係者と企業との連携の深化、障害者雇用企業や団体等による支援ネットワークづくりを目指している
- ・ 障害者の自立に向けた就労支援施策を、地域主体で総合的に推進する新しいモデルとして期待される

\*（第1部 第2章 第2節 (2)地域の特性に応じた障害者の福祉及び雇用に関する取り組み

（地方自治体における障害者の福祉及び雇用に関する取り組みの具体例） から抜粋）

（解説）白書の文章を抜粋し要約している。（解説終わり）

(参考5) 社会的コストのモデル試算

箕面市在住・38歳・身体障害者手帳1級所持者を想定。サービスに係るコスト単価は箕面市のサービスを元に計算

(解説) 大きくくりとして、横6列、縦4行の表があり、横の項目には左からケース、項目、月額(円)、単価(円)、日数、備考6項目の記載あり。単価の項目には、「国・府・市が支給する給付事業」との注釈あり。また縦の項目には上から、ケース、社会的雇用事業所を利用して就労した場合のコスト、非就労の場合のコスト(モデルケース1 生活保護受給者)、非就労の場合のコスト(モデルケース2 在宅)、非就労の場合のコスト(モデルケース3 生活介護への通所)の4項目の記載あり。更に、縦の各項目が積算毎に小項目に分かれている。以下に、縦項目(社会的雇用と非就労の場合の3つのモデルケース)毎に記載する。(解説終わり)

社会的雇用制度を利用して就労した場合のコスト＝トータルコスト 427,340円

積算根拠は、社会的雇用制度のコスト＋その他の支援のためのコストであり、社会的雇用制度のコストは、運営費等の補助 101,680円(5,084円×20日、就労継続支援A2の単価)

+賃金補填 70,000円

=171,680円

その他の支援のためのコストは、ヘルパー派遣 127,830円(4,261円×30日、朝1時間、身体介護)

+ヘルパー派遣 127,830円(4,261円×30日、夜1時間、身体介護)

=255,660円

したがって、トータルコスト=171,680円+255,660円=427,340円

非就労の場合のコスト(モデルケース1 生活保護受給者)＝トータルコスト 453,530円

積算根拠は、生活保護費＋障害福祉サービスであり、

生活保護費は、生活扶助 83,700円＋住宅扶助 42,000円＋障害者加算 26,850円－障害基礎年金 82,510円

=70,040円

障害福祉サービスは、ヘルパー派遣 127,830 円 ( 4,261 円 × 30 日、朝 1 時間、身体介護)  
+ヘルパー派遣 127,830 円 ( 4,261 円 × 30 日、昼 1 時間、身体介護)  
+ヘルパー派遣 127,830 円 ( 4,261 円 × 30 日、夜 1 時間、身体介護)  
=383,490 円  
したがって、トータルコスト=70,040 円+383,490 円=453,530 円

非就労の場合のコスト (モデルケース 2 在宅) =トータルコスト 500,300 円

積算根拠は、障害福祉サービスであり、  
障害福祉サービスは、ヘルパー派遣 127,830 円 ( 4,261 円 × 30 日、朝 1 時間、身体介護)  
+ガイドヘルパー派遣 244,640 円 (12,232 円 × 20 日、昼真 5 時間、移動支援)  
+ヘルパー派遣 127,830 円 ( 4,261 円 × 30 日、夜 1 時間、身体介護)  
=500,300 円  
したがって、トータルコスト=500,300 円

非就労の場合のコスト (モデルケース 3 生活介護への通所) =トータルコスト 435,660 円

積算根拠は、障害福祉サービスであり、  
障害福祉サービスは、ヘルパー派遣 127,830 円 ( 4,261 円 × 30 日、朝 1 時間、身体介護)  
+生活介護 170,000 円 (8,500 円 × 20 日、日中は生活介護へ通所)  
+送迎 10,000 円 (生活介護の送迎)  
+ヘルパー派遣 127,830 円 ( 4,261 円 × 30 日、夜 1 時間、身体介護)  
=435,660 円  
したがって、トータルコスト=435,660 円

(解説) この 1 2 ページの積算が、6 ページの社会的コスト削減の根拠になっている。(解説終わり)

以上でパワーポイントのテキストデータ版を終わります。